

国立児童自立支援施設における児童の処遇に関する専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

国立児童自立支援施設における入所児童の権利擁護の向上その他入所児童の適切な処遇を図るため、こども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会の下に「国立児童自立支援施設における児童の処遇に関する専門委員会」を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、学識者、児童自立支援施設関係者を中心に検討中。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会の庶務は、こども家庭庁支援局家庭福祉課において処理する。

3. 検討事項

- (1) 専門委員会における検討事項は以下のとおりとする。
 - ・ 施設における入所児童の権利擁護の向上に関すること
 - ・ その他施設入所児童の適切な処遇に向けて必要な対応や重大事案が発生した際の調査・分析、対応策等に関すること
- (2) 専門委員会は、特に必要があると認めるときは、施設に立ち入り、関係者に対する質問又は関係書類の閲覧等により調査を行うことができる。

4. 守秘義務

委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。